

教員養成課程における 性的マイノリティ理解教育



渡邊 はるか Haruka WATANABE
人間学部児童教育学科専任講師

1 はじめに

近年、多様な性の在り方への関心が高まっており、性の多様性を認め、支える取り組みが少しずつ進展している。例えば、現在、渋谷区や世田谷区をはじめとして、同性パートナーシップに関する制度を整えている自治体は、6 団体ある。異性愛を前提としている現行の婚姻制度では対象とならない同性愛のカップルに対して、パートナーであることを認める証明書や宣誓書を発行するなど、性の多様性を尊重する取り組みがなされている。しかし差別や偏見の問題は、根強く残っており、課題は多い。また十分な知識がないための誤った理解や無関心と

いう問題もある。

こうした問題は、学校教育の現場でも起こっており、現在、性的マイノリティの児童生徒に対する適切な理解と対応が課題となっている。私自身も、スクールカウンセラーとして勤務する中で、性的マイノリティの児童生徒が抱える様々な問題と向き合ってきた経験がある。教員や保護者からはもちろん、当事者である児童生徒から直接、相談を受けたこともある。まだ手探りではあるが、教職員、保護者、外部機関と連携し、児童生徒の問題と向き合ってきた。そこで感じてきたことは、私自身を含めて関係者の知識や経験が不足しているということ、頼れる専門機関が十分でないということである。

性的マイノリティの人たちのことを表現するLGBTという言葉については、各メディアで取り上げられる機会

も多く、この言葉を見聞きしたことがある人は多いのではないだろうか。しかし言葉の意味を正しく理解し、説明できる人は十分にいない。また単なる意味理解ではなく、当事者が置かれている状況や気持ちの理解となると、さらに理解者は少なくなることが想定される。

LGBTとは、女性同性愛者であるレズビアン (L)、男性同性愛者であるゲイ (G)、両性愛者であるバイセクシュアル (B)、そして性同一性障害ともいわれる心と体の性別が一致しないトランスジェンダー (T) それぞれの頭文字をとったものであり、主に性的マイノリティを表す言葉として用いられている (吉岡・板谷, 2017)。性的マイノリティは、性的少数者あるいはセクシュアルマイノリティとも表現されることがあり、この言葉には、LGBTだけではなく、自分の性的指向や心の性別がはっきりしていないクエスチョニング (Q)、男性にも女性にも性愛の感情を持たないアセクシュアル (A) などが含まれる。この他にも性の在り方は多様であり、一言では語るができない。

電通ダイバーシティ・ラボが行った調査 (2015) によると、LGBT層に位置するのは約7.6%である。決して少数派ではない。私は、これまで通常の学級に在籍する発達障害のある児童生徒への支援に関わってきた。文部科学省 (2012) が行った調査によると、通常の学級に在籍する発達障害のある児童生徒は約6.5%である。現在、発達障害のある子どもに対しては、特別支援教育の充実が叫ばれ、多様な支援が展開されている。それに比べて性的マイノリティの児童生徒への支援はまだ始まろうとしているばかりという段階である。今後はより一層、性的マイノリティの児童生徒に対する支援も重要な課題であることを認識し、具体的な支援の手立てを構築していく必要があると考える。教育現場で出会う児童生徒は、一人ひとり異なっており、どのような児童生徒であっても個別のニーズに応じた対応が求められる。その中で性的マイノリティの児童生徒一人ひとりと向き合い、適切な関わりをするためには、まず正しい知識が必要である。

2 性の多様性を捉える4つの視点

倉敷市教育委員会 (2017) の「性の多様性を認め合う児童生徒の育成 I」という資料によると、性を捉える視点には、①生物学的な性 (からだの性)、②性自認 (ジェンダー・アイデンティティ、こころの性)、③性的指向 (好きになる性)、④社会的な性 (性役割、性表現) の4つがある。生物学的な性とは、生物学的にもっている身体の特徴が、男性なのか、女性なのかということである。性自認とは、自分自身をどのような性別に帰属意識をもっているかということである。性的指向とは、恋愛感情や性的な関心がどの性別に向いているかということである。社会的な性とは、社会生活の中で身につける「女らしさ」「男らしさ」といった性役割や服装などの性表現のことである。

これら4つの組み合わせには多様なパターンがあり、性的マイノリティという言葉には多様な人々が含まれることがわかる。性同一性障害者と同性愛者では、マイノリティとされる要素が異なっており、サポートニーズも異なる。このことから、性的マイノリティという大きな括りでの理解ではなく、個別の理解が必要だと言える。

3 教育現場における性的マイノリティへの理解と配慮の歴史

性同一性障害に関する社会の関心の高まりを背景に、平成16年7月に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行された。この法律では、性別の取り扱いの変更に関する要件が示されている。ここで注目すべきことは、性別に関する悩みを抱えているのは、大人だけではないということである。性同一性障害の問題は、学校教育の現場にも起こっており、対応が求められている。そこで平成22年4月、文部科学省初等中等教育局児童生徒課スポーツ・青少年局学校健康教育課は、各都道府県・指定都市教育委員会宛に「児童生徒が抱える

問題に対しての教育相談の徹底について（通知）」を出した。この通知では、性同一性障害のある児童生徒に関するきめ細やかな対応として「学級担任や管理職を始めとして、養護教諭、スクールカウンセラーなど教職員等が協力して、保護者の意向にも配慮しつつ、児童生徒の実情を把握した上で相談に応じるとともに、必要に応じて関係医療機関とも連携するなど、児童生徒の心情に十分配慮した対応」が求められることが示された（文部科学省、2016）。

本通知では、性同一性障害のある児童生徒について以下のように説明されている。「生物学的には性別が明らかであるにもかかわらず、心理的にはそれとは別の性別であるとの持続的な確信を持ち、かつ、自己を身体的及び社会的に他の性別に適合させようとする意思を有する者であり、学校での活動を含め日常の活動に悩みを抱え、心身への負担が過大なものとなることが懸念される（文部科学省、2016）。」つまり個別の配慮が必要とされる。さらに通知には別添の資料があり、通知の前に報道された性同一性障害のある児童への対応事例を紹介し、具体的な配慮の在り方を示している。

平成26年6月には、「学校における性同一性障害に係る対応に関する状況調査」の結果が公表された。小学校から高等学校までを対象とし、性同一性障害に関する教育相談があった事例の件数として、606件の報告がなされた。学校段階別では、小学校低学年が26件、小学校中学年が27件、小学校高学年が40件、中学校が110件、高等学校が403件であった。特別な配慮の状況に関する調査では、小学校から高等学校までの全体を通して、以下の結果が報告された。上位5つに挙げられたのが、「トイレ（41.4%）」、「更衣室（35.3%）」、「服装（制服あり）（31.3%）」、「宿泊研修（修学旅行を含む）（27.9%）」、「水泳（20.7%）」であった（文部科学省、2016）。日常的に学校生活を送る上で求められる配慮と特別な機会に求められる配慮があることがわかる。

こうした実態をうけて、平成27年には文部科学省初等中等教育局児童生徒課長より「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細やかな対応の実施等について（通知）」が出された。この通知では、性同一性障害のある児童生徒へ対応が求められるようになった経緯を説明

し、教職員の適切な理解を促進させる必要性を示した（文部科学省、2016）。そして平成28年4月には文部科学省より「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細やかな対応等の実施について（教職員向け）」のパンフレットが作成、配布された（文部科学省、2016）。これまでは主に「性同一性障害」に焦点がおかれていたのに対して、「性的指向・性自認」という言葉が入り、性の多様性に関して配慮が必要とされているのは、性同一性障害だけではないことが明確にされたと言える。

4 教員の性的マイノリティに関する意識

日高（2015）は、平成27年度厚生労働科学研究費補助金エイズ対策政策研究事業における調査で、「教員5979人のLGBT意識調査レポート」を報告している。保育園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校の教員5979人にアンケートを行い、教育現場におけるLGBTに関する意識を明らかにした。「LGBTについて、教育の現場で取り扱う必要があると思うか」という質問に対して、「同性愛について教える必要がある（62.8%）」、「性同一性障害について教える必要がある（73.0%）」と回答している。半数以上の教員が教える必要性を感じていると言える。しかしLGBTについて授業で取り上げた経験がある人は13.7%に過ぎない。授業で取り上げない理由については、「教える必要性を感じる機会がなかった（42.3%）」、「同性愛や性同一性障害についてよく知らない（26.1%）」、「教えたいと思うが、教えるのが難しい（19.1%）」、「教科書に書かれていない（19.1%）」と教えたくても教えることがしにくい実態が伺える。また実際に当事者である児童生徒と関わった経験については、「同性愛の児童生徒と関わった経験がある（7.5%）」、「性同一性障害の児童生徒と関わった経験がある（11.9%）」と少数であり、目に見えにくい問題であるため、本人が相談しない限り、教員が把握することが難しいという状況が推察される。授業で取り上げない理由の中にあつた「必要性を感じる機会がなかった」と

いう回答は、直接関わった経験の少なさと関連しているのではないだろうか。クラスに性的マイノリティの児童生徒がいる場合は、切実な課題として向き合う必要に迫られる。こうした大きなきっかけがない限り、学校教育の中で取り上げる機会は得にくいのだろう。

5 性的マイノリティ理解教育の現状

日高（2016）は、LGBTを含む性的マイノリティの当事者約15000名を対象にオンラインで「LGBT当事者の意識調査」を行った。同調査によると、学校教育で同性愛への知識を得る機会について、「一切習っていない」という回答は68%であった。さらに「異常なものとして習った」「否定的情報を得た」という回答を合わせると22.6%にも上った。正しい知識を得る機会が十分でないだけでなく、差別や偏見を助長させる危険も潜んでいると言える。また同調査では、当事者を対象に小学校から高等学校までの間のいじめ被害経験について質問したところ、約58%が被害ありと回答している。さらにいじめ解決に先生が役立ったかという質問では、「役に立った」という回答は、約13%に過ぎず、教員が身近にいる頼れる大人として機能していない可能性が考えられる。枝川・辻川（2011）は、学校現場で性的マイノリティの課題に取り組む上では、まずは正確な知識をもつことが必要であると指摘している。個別支援を行うためには、教員に必要とされるのは、その前提となる知識である。しかし日高（2015）の調査からは、出身養成機関で性的マイノリティに関する十分な教育を受けていない実態が浮かび上がっている。「同性愛について学んだ」という回答が7.5%、「性同一性障害について学んだ」という回答が8.1%であり、学ぶ機会があった教員は少ない。

私自身、大学時代は心理学科に所属し、教職課程を履修していたが、性的マイノリティについては、教職科目ではなく、学科専門科目の中で学んだ記憶がある。また学習したのは性同一性障害だけであり、同性愛については学習していない。現在、大学における性的マイノリティ理解に関する教育の実態は、定かではないが、日高

（2015）の結果から推測すると十分ではない可能性が考えられる。そこで本学新宿キャンパスで開講されている科目（2017年度科目）を対象に、性的マイノリティに関する授業での取扱いの実態を調査してみた。シラバス検索システムを用いて、性的マイノリティに関する14個のキーワード（同じ意味をもつ多様な表現を含む）を入力して該当する科目があるか検索した。用いたキーワードは以下の通りである。

「性的マイノリティ」、「性的少数者」、「セクシュアルマイノリティ」、「LGBT」、「性同一性障害」、「トランスジェンダー」、「レスビアン」、「ゲイ」、「バイセクシャル」、「同性愛」、「異性愛」、「同性婚」、「性的指向」、「性自認」

検索の結果、「性的少数者」で2件、「異性愛」で1件、「同性婚」で1件、「LGBT」で1件の合計5件の科目でシラバスへの記載が確認できた。科目群の内訳は、全学共通の教養科目が2件、学科専門科目が3件であった。教職関連科目では、1件も該当しなかった。

学校教育の現場において性的マイノリティの児童生徒の理解と配慮が求められている中で、正しい知識を身につける機会が十分に確保されていないことは課題である。特に教員養成課程においては、現場のニーズに応えるためにもきちんとシラバスに位置づけていくことが必要だと考える。例えば、教育相談や特別支援教育に関する科目の中で、扱うことが可能ではないだろうか。

6 おわりに

性的マイノリティについて正しい知識を身につけることは、個別の配慮をする上で必要なことだと考える。しかし表面的な知識だけでは不十分であり、今後は理解のあり方についても深く検討していく必要があると考える。

2017年の夏、ゼミの学生たちと性の多様性に関する研修会に参加した。小学校から大学まで様々な教育機関で、性の多様性をテーマとした教育実践をされている先生方からの報告を聞いた後、参加者間での意見交換を通

して考えたことがある。ある参加者は、LGBTというカテゴリーには含まれない人の存在にもっと目を向ける必要を述べていた。例えば、異性愛者に対して、同性愛者の理解を求めるだけでは不十分であると言う。愛することを前提としている限り、無性愛者の存在は無視されているも同然である。性的マイノリティの中にもさらにマイノリティが存在してしまうという実態に、問題の複雑さを実感した。まだ理解や配慮をする上で、見過ごされている視点があるかもしれない。また別の参加者は、性的マイノリティの人々がみんな悩み、助けを求めている弱者であるかのような捉え方に対して違和感を述べていた。中には自分に誇りを持ち、堂々と生きている人もいる。困っている、悩んでいる弱者という偏ったイメージは、新たな偏見や差別につながる危険性を伴う。

大切なことは、性的マイノリティに限った話ではないが、一人ひとり異なる存在であり、多様であることを認識し、尊重していくことだと考える。その中で性的マイノリティ理解のあり方が見えてくるのではないだろうか。

参考文献

- 電通ダイバーシティ・ラボ「LGBT調査2015」
<http://www.dentsu.co.jp/news/release/2015/0423-004032.html> (2017年11月28日アクセス)
- 枝川京子・辻川昌登 (2011) LGBT当事者の自己形成における心理的支援に関する研究—ナラティブ・アプローチの視点から—, 学校教育学研究, 23, pp53-61.
- 倉敷市教育委員会 (2017) 「人権教育実践資料2 性の多様性を認め合う児童生徒の育成I」
- 日高庸晴 (2015) 平成27年度厚生労働科学研究費補助金エイズ対策政策研究事業 個別施策層のインターネットによるモニタリング調査と教育・検査・臨床現場における予防・支援に関する研究「子どもの“人生を変える”先生の言葉があります」パンフレット
<http://www.health-issue.jp/kyouintyousa201511.pdf> (2017年11月30日アクセス)
- 日高庸晴 (2016) 「LGBT当事者の意識調査 ～いじめ問題と職場環境等の課題～」
http://www.health-issue.jp/reach_online2016_report.pdf (2017年11月30日アクセス)
- 文部科学省 (2012) 「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結

果について」

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/_icsFiles/afieldfile/2012/12/10/1328729_01.pdf (2017年11月30日アクセス)

文部科学省 (2016) 性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について (教職員向け)

http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/28/04/_icsFiles/afieldfile/2016/04/01/1369211_01.pdf (2017年11月28日アクセス)

吉岡真梨子・坂谷佳祐 (2017) 「教員養成課程学生の性的マイノリティに関する知識量及び正答確信度を規定する要因の検討」, 学習開発学研究, pp157-164.